

<嫡出否認調停を申し立てる方へ>

1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子は、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子であっても出生届を提出すると夫婦の子として戸籍に入籍することになります。この夫との間の子ともであることを否定するためには、家庭裁判所に嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立ては、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年以内にしなければならないと定められています。（出生を知ってから1年経過後など、嫡出否認の申立ての要件を満たさないような場合でも、親子関係不存在確認の調停を申し立てることができる場合があります。）

この調停において、当事者双方の間で子が夫婦の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査を行ったうえで、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

※婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができるかとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚，92円×1枚，82円×6枚，10円×6枚 合計784円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書3通
 - 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 申立人、相手方（子どもを相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本(全部事項証明書)各1通
 - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 子どもの出生証明書1通（出生届未了の場合）

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズです。）で裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください（提出する書類のコピーは、①A4サイズ縦の用紙に、②とじしろとして左側を3センチメートル以上あけて作成してください。）。

注1 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考

える部分は、マスキング（黒塗り）したものを提出してください（ただし、原本には手を加えず、コピーをマスキングしてください。）。（裁判所用及び相手方用のコピー 2 通全て同様に作成してください。）

注2 マスキングができない書類等については、「非開示希望申出書」に必要事項を記載し、当該書類等に申出書を添付して提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

注3 個人情報保護の観点から、個人番号（マイナンバー）が記載されていない文書の提出をお願いいたします。具体的には、

- ① マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの（源泉徴収票等）については、マイナンバーの記載のない文書をご提出いただき、
- ② マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの（確定申告書等）もしくはマイナンバーが記載された文書を取得してしまった場合については、マイナンバー記載部分をマスキング（黒塗り）した文書のコピー（後日原本確認が必要になる場合があります。）をご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

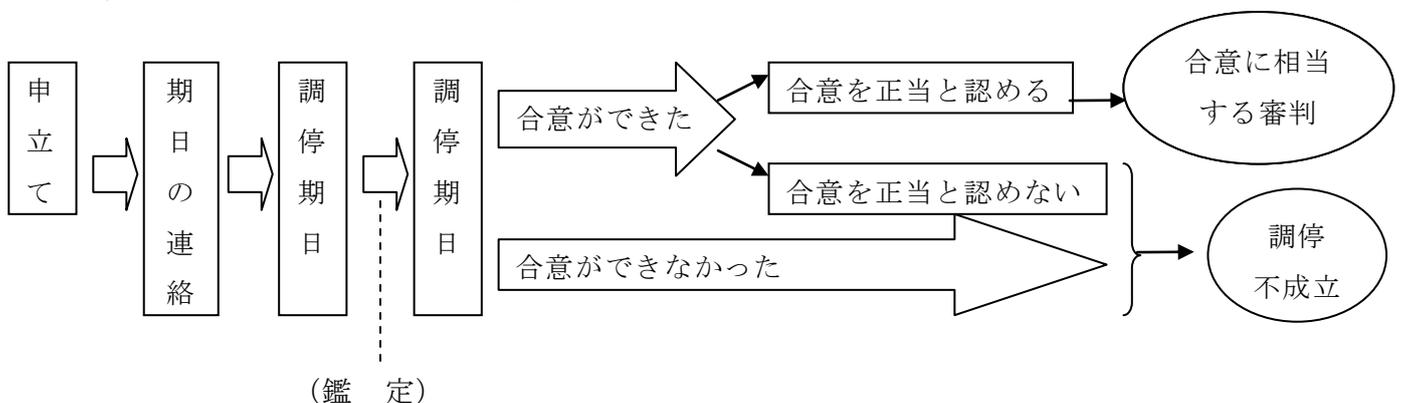
申立人の提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧（記録を見る手続）・謄写（記録をコピーする手続）の申請をすることができます。この申請に対しては、閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることになります。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所で調停をすることができます。）。

7 調停の進め方

調停及び審判の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。実親子関係の存否を明らかにするために、鑑定を行う場合があります。その場合には、原則として申立人が鑑定に要する費用を負担することになります。



○ 提出先（送付先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係（TEL 011-221-7281）

平成 年(家・家イ)第 号(期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。)

連絡先等の届出書 (□ 変更)

(※□の部分は該当箇所にチェックを付けてください。)

1 送付先

標記の事件について、書類は次の場所に送付してください。

申立書記載の住所のとおり

次に記載した場所

〒 _____

場所： _____
場所と私との関係：住所 就業場所(勤務先)
その他 _____

場所については、^{ひかいじ}非開示を希望する。

^{ひかいじ}非開示を希望する理由： _____

2 平日昼間の連絡先 (^{ひかいじ}□非開示を希望する)

携帯電話番号： _____

固定電話番号(□自宅/□勤務先)： _____

どちらに連絡があってもよい。

できる限り、□携帯電話/□固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

申立人/□相手方 氏名： _____ 印

書類の提出とマスキング方法

書面を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

1 提出書類の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。

2 提出書類の開示

あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手からの希望があると、相手にお見せしたり（「閲覧」^{えつらん}と言います。）、コピーを認める（「謄写」^{とうしや}と言います。）ことになりますので、ご注意ください。

3 提出書類の作成方法

- (1) ①A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズ）の用紙、②横書き・左綴じ、③とじしろとして左端より3cm以上あけて作成してください。
- (2) 主張書面には、必ず①事件番号（平成〇〇年（家イ）第××号××号）、②作成年月日、③提出者のお名前を記載して、名前横に押印してください。
- (3) 資料については、現物はお手元で保管して、コピーを提出してください。

左端を3cmあけてください

↓	平成〇〇年（家イ）第××号
⇔	平成〇〇年〇月〇日
	申立人 〇〇〇〇 印

4 相手に知られたくない情報部分を隠して資料を提出する方法（マスキング）

例・「所得額の資料として源泉徴収票を提出したいが、自分の住所は相手に知られたくない」

- ① 資料をコピー。② コピーを利用して、自分の住所部分を黒塗り。③ 黒塗りしたものを2部コピーして資料を作成。④ 黒塗りは自分用控え。⑤ 2部を裁判所用と相手用として提出。
- ※ 原本には手を加えないでください。念のため、提出の際には原本もお持ちください。

①【原本】これを1部コピー

② コピーの住所（名前は消さない）を黒く塗ったり、カバーアップテープを貼ってから、

③ 更に3部コピーして、④1部は自分用控え、⑤2部を裁判所に提出してください。

札幌市中央区大通12 調停太郎		
総収入		
4,455,667		
東京都（住所略）（株）サイコー		

→

札幌市中央区大通12 調停太郎		
総収入		
4,455,667		
東京都（住所略）（株）サイコー		

4 全体について非開示を希望する資料を提出する方法

書面全体を相手にどうしても見られたくない場合には、「非開示希望申出書」^{ひかいし}を添付して提出してください（注・口頭で告げただけでは申出になりません。）。ただし、裁判官の判断によっては、ご要望に添えない場合もあります。

平成 年（家・家イ）第

号（期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。）

ひかいじ
非開示希望申出書

（※□の部分は該当箇所にチェックを付けてください。）

札幌家庭裁判所 御中

平成 年 月 日

□申立人／□相手方 氏名 _____ 印 _____

1 本申出書に添付した書面について、非開示とすることを希望します

注 必ずこの書面と非開示を希望する文書をホチキス等で止めてしてください。

注 複数の非開示を希望する文書がある場合には、1文書ごとに申出書を添付してください。

注 資料の一部について非開示を希望する場合には、その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

注 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示がされる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2 非開示を希望する理由は、次のとおりです（当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です。）。

- 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名譽を著しく害するおそれがある。
- その他（具体的な理由を記載してください。）
